

令和5年度 第2回

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会議事要旨 P. 1

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年10月5日（木）13時58分～15時16分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に三井委員が選出された。</p> <p>2 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「造船業の特定最低賃金は、岡山県、香川県より低く、人材が集まらない。産業の見通しとしては、大量の代替船、脱炭素化による需要が見込まれており、ここで賃上げしなければ、生産能力が低下してしまう。造船業の職場環境は過酷である。同業他県より魅力を持たせないといけない。また、労働組合が組織化されている労働者と、非正規、未組織労働者との格差が拡大している。」と意見表明された。 使用者代表委員からは「鋼材の価格が高騰しており、2年前より8割高くなっている。見通しは厳しい。受注量は増えているものの、中国の受注が増えており、シェアは伸びていない。修繕船は全国的に好調である。受注も取れており、価格転嫁も出来ている。一方で、中小の造船所に関しては、鋼材費、燃料費及び人件費が増加しており厳しい状況にある。」との意向表明があった。 その後、労働者代表委員から、「昨年の造船業の最低賃金と広島県の最低賃金との対比率に、賃金改善分0.01%を上乗せする等を根拠に、1,047円とし、引上額48円」の金額提示がなされた。 使用者代表委員からは、「昨年より業界の状況が回復していない。最低賃金は最低ラインを決めるものであり、中小零細企業の状況を考えて20円を引き上げる。」との金額提示がなされた。 労使双方から金額の提示が行われたが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。</p> <p>3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 日 時 10月18日（水）午前10時00分～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について</p>			